

「まず一票 そこから未来が 動き出す」

7月10日(日)は

「参議院議員通常選挙」の投票日



あなたの政治に対する考えを国政に反映させる大切な選挙です。政治が正しく行われるかどうかは、投票によって示される皆さんの意思により決定されます。棄権せず自分の判断で投票しましょう。

【投票】

日時／7月10日(日) 午前7時～午後8時

場所／市内の各投票所

※別表の投票所一覧のとおり。

【開票】

日時／7月10日(日) 午後9時～

(予定)

場所／旭市総合体育館

投票できる人は

次のいずれかの要件を満たしている人が投票できます。

①平成10年7月11日以前に生まれ日本国籍を有し、旭市にずっと住んでいる。

②平成10年7月11日以前に生まれ日本国籍を有し、今年の3

月21日までに旭市に転入の届け出をして、引き続き3か月以上住んでいる。

投票所の入場券は

入場券は、6月下旬にはがきで届きます。1枚のはがきに4人までの入場券が印刷してあるので、自分の入場券を切り離して記載された投票所に持参してください。

入場券の裏面は、「宣誓書」です。投票日当日に投票する場合は、記載の必要はありません。紛失した場合や届かなかった場合でも「選挙人名簿に登録されている人」であれば投票できますので、投票の際に係員に申し出

てください。

投票日に投票所に行けない人は期日前投票を

投票日当日に冠婚葬祭、仕事、レジャーなどで投票所に行くことができない人は、期日前投票ができます。

期間／6月23日(木)～7月9日(土) 時間／午前8時30分～午後8時

場所／市役所本庁、各支所

※各支所は7月4日(月)から

※期日前投票は、住んでいる地域にかかわらず、いずれの場所でも投票ができます。

不在者投票

入院などで投票することができない人は、不在者投票がで

る制度があります。制度を利用したい人は、早めに問い合わせてください。

病院などの不在者投票

都道府県選挙管理委員会の指定した病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、その施設内で不在者投票ができます。

入院・入所先が指定施設かどうかを確認し、早めに病院長などに不在者投票の請求をしてください。

郵便による不在者投票

身体に重度の障害がある人(身体障害者手帳、戦傷病者手帳などの交付を受け、一定の障害がある人)、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人は、郵便で不在者投票ができる場合があります。

ほかの市区町村での不在者投票 仕事などでほかの市区町村に滞在中の人は、滞在先で不在者投票ができます。

問い合わせ先

旭市選挙管理委員会

(総務課庶務行政班内)

☎62・5310

【別表】投票所一覧

投票区	投票所
1	旭中央病院東体育館
2	旭市立中央小学校体育館
3	旭市保健センター
4	旭市青年の家体育館
5	旭市立干潟小学校体育館
6	旭市立矢指小学校体育館
7	旭市立富浦小学校体育館
8	旭市立豊畑小学校体育館
9	旭市立共和小学校体育館
10	旭市立琴田小学校体育館
11	旭市立鶴巻小学校体育館
12	旭市立滝郷小学校体育館
13	海上公民館
14	旭市立飯岡小学校東校舎1階
15	飯岡保健センター
16	旭市立三川小学校体育館
17	萬歳地区多目的研修センター
18	旭市干潟支所
19	コミュニティセンター

※投票所が36か所から19か所に変更となりました。今までと投票所が変わる場合がありますので、必ず入場券を確認してください。